

實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者・被告の人種は形式上裁判の過程に於て何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屢、白人よりも重く罰せられる。

リンチ(私刑)の問題は更に興味がある。曾て非常に屢、行はれ、今日尙時に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した爲に激昂した群衆により黒人は屢、私刑を受けた。一九二二年合衆國議會は反私刑法の立案に對し同意したが上院の民主黨の反對に會つて否決された。併し一九二〇

年から數州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行爲に参加した者及び之を擁護した警察官、刑務

所官吏は罰せられる事になつてゐる。併しながら裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄實地に於て此の法律は極く僅かしか適用されてゐな

最後に人種法に見るべき事として、僞つて故意に白人をニグロの子孫なりと言つた場合、裁判に於て之を重大なる侮辱と認め、刑罰を課すと云ふ規定がある。

以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。

ナチス人口政策の主要法令公布年表 (一九三九年九月二日まで)

(埋め草)

- 一九三三年**
 - 一月三〇日 アドルフ・ヒットラーライヒスカンツラーとなる
 - 二月一日 第一次四年計畫
 - 二月二〇日 従來の郊外移住助成策に關し新規則を公布
 - 六月一日 結婚助成法(失業救済法の第五章)結婚資金貸付制度として知らる
 - 六月二〇日 結婚資金貸付許可に關する施行令
 - 七月一四日 遺傳病的子孫防止法
 - 七月二六日 獨逸農民層の再生に關する法律
 - 八月二二日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令
 - 九月二九日 世襲農地法
 - 十月二四日 國際聯盟脱退
 - 十一月二四日 常習惡徳犯罪者取締法
 - 十二月二日 結婚資金貸付許可に關する第四次施行令
- 一九三四年**
 - 三月二八日 結婚助成法中改正法律
 - 十月一六日 所得税法中改正法律
 - 〃 相續税法中改正法律
- 一九三五年**
 - 一月二四日 結婚助成法中第二次改正法律
- 三月一日 ザール地方の歸屬
- 六月二六日 勞働奉仕法
- 九月一五日 多子家族扶助令(一時的扶助金給付制度)
- 九月一五日 國民血統保護法(ユダヤ人との結婚を禁止)
- 十月一八日 結婚保護法(結核等の重症傳染病患者、禁治産者、精神病患者の結婚を禁止)
- 一九三六年**
 - 三月七日 ライン進駐
 - 三月二四日 結婚資金貸付許可に關する第五次施行令、多子家族扶助令中改正令
 - 九月九日 第二次四年計畫
- 一九三七年**
 - 三月一〇日 結婚資金貸付許可に關する第七次施行令
 - 八月三十一日 多子家族扶助第六次施行令(繼續的扶助金給付制度を加ふ)
 - 十一月三日 結婚助成法中第三次改正法律
- 一九三八年**
 - 三月二日 獨逸合邦
 - 三月一三日 多子家族扶助第七次施行令(更に累加繼續的扶助金給付制度を加ふ)
 - 三月三〇日 結婚助成法及び多子家族扶助令等の舊埃太利への適用令
- 五月二〇日 國民血統保護法の埃太利への適用令
- 七月六日 婚姻法(埃太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律)
- 七月七日 農村地方人口助成法(結婚資金貸付制度に關する特殊の恩典を設定)
- 七月二七日 婚姻法の施行竝に補足令
- 九月二八日 婚姻法第二次施行令
- 九月二九日 ミュンヘン會議
- 十一月二日 ズデーテン獨逸地方の再歸屬に關する法律
- 十一月二五日 結婚助成法及び多子家族扶助令等のズデーテン獨逸地方への適用令
- 十二月二日 婚姻法のズデーテン獨逸地方への一部適用令
- 十二月二七日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令
- 一九三九年**
 - 二月一七日 所得税法中改正法律
 - 三月一五日 ポヘミア及モラヴィア保護領となる
 - 三月二三日 スロバキアとの防衛協定なる
 - 五月七日 獨逸軍部同盟成立
 - 七月二〇日 婚姻法のポヘミア及モラヴィア兩保護領に於ける獨逸國民への適用令
 - 九月一日、ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波進軍開始